

# 三宅町立三宅幼稚園通園バス運行管理業務委託仕様書

## 1 業務名

三宅町立三宅幼稚園通園バス運行管理業務

## 2 委託期間

令和8年6月1日から令和10年3月31日まで（1年10ヵ月）

## 3 業務内容

- (1) 園児送迎のための通園バスの運行
- (2) 車検・定期点検を含む運行車両の整備及び軽微な修理全般
- (3) 燃料・油脂・消耗品等の購入・給油
- (4) 事故処理に関する事項全般
- (5) 自動車保険（任意保険）に関する事項全般
- (6) 運行車両の管理における事務の諸手続き
- (7) その他運行車両の管理・整備に関する事項等

## 4 運行車両（三宅町所有）

- (1) 登録年月日 平成21年8月21日
- (2) 登録ナンバー 飛鳥210 さ 1165
- (3) 車種 日産シビリアン幼児専用車（幼児定員39人）
- (4) 車両形式 PDG-EVW41
- (5) 走行距離 69, 280 km（令和8年2月末日現在）
- (6) 主要諸元等 別表1のとおり

## 5 運行の内容

### (1) 定期送迎運行

#### ア 運行期間

令和8年6月1日から令和10年3月31日のうち、三宅幼稚園開園日で園が指定する日とする。原則、運行日は平日（月曜日～金曜日）のみとするが、園行事の際は必要に応じ、土・日・祝の運行及び運行時刻の変更もあり得る。

ただし、運行日数に変更が生じても契約額の変更は行わない。

#### \*参考（直近3ヵ年度の運行実績）

年度	運行日数	運行距離	1日平均運行距離
令和5年度	239日	4,987km	20.9km
令和6年度	236日	4,464km	18.9km
令和7年度	218日	6,349km	29.1km

\*令和7年度は4月～2月の11ヵ月間の実績

## イ 運行時刻

運行時刻等については次表のとおりとする。なお、停留所数及び運行距離は現在の運行状況を記載したものであり、年度途中や次年度以降の利用者数の増減によって変更もあり得る。

なお、登園時においては、運転者は出発時刻の20分前には勤務を開始し、通園バスの運行に必要な点検、清掃、消毒等の業務を行うこと。

区分	出発時刻	帰着時刻	備考
登園時	午前 8時20分	午前9時00分頃	運行は各1往復のみ
降園時①	午後 2時00分	午後2時30分頃	指定停留所数は現行4か所（最大18か所）、1日の運行距離は約25
短縮保育時	午前11時30分	午前12時00分頃	
降園時②	午後 4時15分	午後5時00分頃	～30kmを想定（最大約30km）

\* 1日3回の運行（短縮保育時は降園時①の運行は行わない。）

ウ 現在の運行経路（バス通園希望者により経路等変更有り）

別紙「通園バス時刻表」及び「通園バスコース図」のとおり

## (2) 園外保育運行

ア 必要に応じて定期送迎運行の中間時間を利用して運行する。

イ 園外保育等の運行は、年間10往復程度の県内送迎を予定している。

- ・近鉄石見駅4往復（1往復約3km）・磯城消防署2往復（1往復約6km）
- ・広陵町三吉2往復（1往復約15km）・大和郡山市宮堂町2往復（1往復約8km）等

\*遠足等の行先により場所の変更有り

## 6 運行の条件

### (1) 添乗について

園児の送迎運行に際しては、添乗員として園職員等が同乗する。

### (2) 運行管理に関すること

ア 乗務員に対し、常に安全運転等の教習・指示を行うこと

イ 運行車両に故障等の緊急事態が発生した場合は、受注者が代替車両を確保し対応すること。

### (3) 整備・管理に関すること

ア 車両は、常に適正に整備すること。

イ 車両は、常に良好かつ清潔な状態であるように清掃・消毒に努めること。

ウ 車両の車検等整備点検・修理修繕は受注者で対応すること。

### (4) 運転業務に関すること

ア 運転者は、町立の通園バスを運転していることを自覚し、安全運転に努めること。

イ 運転者は、マスクの着用、手指の消毒等感染症拡大防止対策に努めること。

ウ 運転者は、原則固定化するものとする。

エ 受託者は、運転日報の記載等、業務の報告を適正に行うこと。

オ 受託者は、代替の運転者を確保し、運行に支障が及ばないよう配慮すること。

カ 受託者は、運転者及び代替運転者に対し、事前に園児バスのルート研修を行

うこと。

キ 受託者は、安全運転に必要な道路状況・気象状況等様々な情報を、常に運転者に指示伝達できる体制を整えること。

ク 受託者は、事故発生時には被害・加害を問わず責任をもって対応し、受託者において全て解決すること。

## 7 経費の負担

委託料には、以下（１）から（８）を含むものとする。ただし、自動車重量税、自動車賠償責任保険料は町負担とし、委託料には含まない。

- （１）運転者人件費
- （２）燃料費
- （３）油脂費
- （４）軽微な車両修繕費
- （５）消耗品費
- （６）自動車検査登録制度に必要な費用
- （７）自動車保険（任意保険）料
- （８）その他業務に必要な経費、消費税等

\*次亜塩素酸水等の消毒薬、防虫剤は三宅町が提供する。

## 8 事業所の管理体制

- （１）運転者の資格について

大型Ⅱ種免許所持者で、過去３年間道路交通法上違反のない者であること。

- （２）運行管理について

道路運送法上必要な運行管理者が営業所に在籍していること  
ること。

- （３）車両整備について

道路運送法上必要な整備管理者が営業所に在籍していること。

- （４）社員教育について

ア 運転技術向上のための制度マニュアル等を確立し実施していること。

イ 接客サービス向上のための制度マニュアル等を確立し実施していること。

ウ 労働安全衛生法に基づき、適正に健康管理ができていること。

エ 運転者の健康診断及び運転適性検査により、運行管理者による健康状況確認と運行指示が適正に実施されていること。

オ 運転者の健康診断結果を適正に把握し、健康に起因する事故防止の徹底に努めること。

## 9 緊急時の対応

- （１）危機管理マニュアル等による指導の徹底

異常気象時、地震発生時、交通事故発生時等における危機管理マニュアルを作成し、非常時に運転者が行うべき具体的対応を明記して指導の徹底を図ること。

## (2) 緊急時の対応

- ア 負傷者等が発生した時は速やかに救護措置を行い、負傷者等の保護を最優先とすること。
- イ 天災、交通事故、その他やむを得ない事由により運行に支障が生じ、または生じる恐れがあるときは、三宅町と協議のうえ、速やかに対応すること。
- ウ 必要に応じて代替車両並びに代替運転者を確保すること。

## (3) 自動車保険（任意保険）の加入

運行車両について、下記の自動車保険（任意保険）に加入すること。

- ・対人・対物賠償 無制限（対物は免責なし）
- ・無保険車傷害 2億円（1名につき）
- ・搭乗者傷害 死亡・後遺症障害 1,000万円（1名につき）
- ・車両保険金額 時価（免責なし）

## 10 運行の中止

台風、天災、その他受託者の責によらない事由により、運行区間の全部または一部が運行不能の場合は、三宅町と協議のうえ、受託者は運行を中止することができるものとする。

## 11 その他

- ア 運転者の通勤車両については、有料（月額2千円）にて町営駐車場を利用することができるものとする。
- イ 園施設内において、運転者の休憩場所及び待機場所は確保しないものとする。
- ウ 運行車両内及び園敷地内は禁煙とする。
- エ 本仕様書に記載されていない事項については、三宅町と受託者で誠意をもって協議し、決定するものとする。

別表1 運行車両（日産シビリアン）主要諸元等

自動車の種別	用途	自家用・業務用	車体の形状	原動機の形式
普通	乗合	自家用	キャブオーバー	ZD30
車台番号	車両重量	車両総重量	タイヤサイズ（前・後輪）	
EVW41-040281	3,500kg	5,095kg	205/80R17.5	
長さ	幅	高さ	総排気量	燃料の種類
627cm	206cm	261cm	2.95L	軽油

\*令和2年6月ドライブレコーダー装着済、令和4年6月全タイヤ交換済  
令和6年1月置き去り防止装置設置済